

<注記>

重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年
航空機	5年
航空機部品	5年～10年
車両運搬具	4年～6年
工具器具備品	4年～15年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

・有形固定資産

航空機(G58型、SR22型)

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な訓練機(航空機)です。

飛行訓練装置(A36型、G58型)

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な飛行訓練装置(工具器具備品)です。

学習支援システム

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な装置(工具器具備品)です。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末における引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を差し引いた額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

当校では空港の着陸料及び航行援助施設利用料を免除されており、機会費用の算出にあたっては一般の利用料に基づき計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲・内訳

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

貸借対照表の注記

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	500,815,513円
運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	52,791,868円

損益計算書の注記

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は12,781,265円であり、当期影響額を除いた当期総損失は0円です。

キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	762,991,245円
資金期末残高	762,991,245円

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	586,585,975円
--------------------	--------------

行政サービス実施コスト計算書の注記

引当外退職給付増加見積額のうち、16,328,851円については国からの出向職員に係るものです。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については原則短期的な預金に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	762,991,245	762,991,245	—
(2)未収金	148,124,556	148,124,556	—
(3)未払金	(668,600,932)	(668,600,932)	—

() は負債計上

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収金

すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金

すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

賃貸等不動産に関する注記

該当ありません。

固定資産の減損処理に関する注記

該当ありません。

重要な債務負担行為

該当ありません。

重要な後発事象

該当ありません。